

平成18年度機構・定員の概要

平成17年12月
経済産業省

知的財産戦略、消費者保護、安全・安心など、広範にわたる諸課題に効率的に対処するため、平成18年度の経済産業省の機構・定員を、以下のとおり整備することとする。

定員

- (1) 知的財産政策（新規増 150人、うち任期付審査官98人）
特許審査の迅速化を図るため、任期付審査官を昨年と同数増員。併せて、国際出願及び地域団体商標審査に係る体制を強化。
- (2) 消費者保護行政（新規増 21人）
商品先物取引やインターネットオークション等における消費者保護のための検査・監督などの執行体制を整備。
- (3) 国民の安全・安心（新規増 17人）
原子力発電所の高経年化対策や、通常兵器に係る輸出管理のための体制を強化。
- (4) メリハリをつけた定員配置（削減合計 ▲164人）
5年間で▲10%の新行革方針との関係では、▲1.9%を着実に実施。

<参考>		(単位：人)
平成17年度末	経済産業省定員	8,548
平成18年度	定員合理化による削減	▲205 (合理化減164、振替減7、独法移行34)
"	増員	+206 (新規増103、任期付審査官98、振替増5)
平成18年度末	経済産業省定員	8,549

機構

- (1) 知的財産政策
特許庁審判長を、昨年に引き続き1増設。その他国際出願に係る体制強化のための国際出願企画室を設置。
- (2) 国民の安全・安心
通常兵器に係る輸出管理体制整備のため、統括安全保障貿易審査官を設置。
- (3) その他
経済産業政策局に、経済社会政策室を新設。
地球温暖化対策のため、企画官（環境技術担当）を設置。